○届出対象行為の手続きの流れ

酒々井町では、景観形成に影響を与える一定規模以上の建築物や工作物などの行為については、行為の種類、 場所、設計または施工方法、着手予定日などについて、行為着手の 30 日前までに、景観法に基づく届出を行う必要があります。

※特定届出対象行為とは、

景観計画に定められた届出対象行為のうち (P16 参照) 建築物または工作物に係る行為のこと。 酒々井町では、建築物または工作物の「形態意匠」の制限に適合しないものを使用する者またはした者に対 し、当該制限に適合させるため必要な制限において、設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずるこ とができます。

